

令和 8 年度

県単舗装道路修繕工事（船形）

特記仕様書

一般国道 4 6 4 号

成田市 船形 外

千葉県成田土木事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2 0 1 6 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職

員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生するアスファルト殻は、以下のとおり処理すること。

廃棄物	処分場	住所	運搬距離
As 殻	東邦建設（株）成田 ACO リサイクルセンター	成田市吉倉 124-8	9.3km

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 発生土砂及び除草処分について

本工事で発生した土砂については、運搬距離 14.7 km 成田市荒海地先にあるストックヤードに運搬するものとする。

本工事で発生した草については、運搬距離 12.5 km 印西市別所地先にある（株）オールグリーンへ運搬するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第3条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職

員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中は、工事区間の前後及び必要な箇所に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中における安全確保のため道路灯、バリケード等の保安施設を設置するものとする。
4. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

作業区分	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
路面清掃工・除草工	2人以上		
舗装工（交代要員1人含む）		4人以上	
区画線工	2人以上		

※国道464号上での作業となるため、配置する交通誘導員のうち、必ず1人は交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとする。

5. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
6. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
7. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第4条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から90日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日	なし

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：42日間／年間
- ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31 以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)
(過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出)
- 2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第5条 施工時期及び施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	その他すべての工種
夜間作業	舗装工

施工時間は、交通規制が伴う工事の道路使用許可が必要となるため、昼間作業は午前9時から午後5時まで、夜間作業は午後9時から翌朝の午前5時までを予定している。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第6条 工事支障物件（占用物件等の費用負担）

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第 2 章 材 料

第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

材 料 名	提 出	検 査		摘 要
		品 質	数 量	
アスファルト舗装用骨材 及びフィラー	○			事前審査で認定されたもの以外
瀝青材料	○			事前審査で認定されたもの以外
区画線	○			JIS以外の製品について

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第 8 条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 溶融式

名称	規 格	数量 (kg/km以上)				備考
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
ペイント	JIS K 5665 3 種-1 号	570	760	1130	1700	t=1.5mm ロスを含まな い
ビーズ	JIS R 3301-1 号	25	33	50	75	
プライマ ー		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾 (cm)	色彩	摘 要
車道外側線・中央線	15	白	実線
中央線・車線境界線	15	白	破線
ダイヤモンド	15	白	

なお、塗料の含有量は、15%～18%とする。

第3章 施工

第9条 工事測量

受注者は、工事契約後すみやかに縦横断測量を実施し、現況を確認するとともに、計画縦横断図を作成し、監督職員に提出すること。

第10条 段差摺付工

1. 縦断方向（道路中央線方向）の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は、以下の関連項目による。
2. 本工事により生ずる段差の摺付け勾配に関し、車輛走行方向段差については5%以内（ただし、大型車両が多い場合は1%以内とする。）、オーバーレイ横断方向の段差については10%以内とし、交通の支障とならないようにする。また、住家等の出入り口部の摺付け勾配については、横断方向と同様とする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置し、ペイント等で明示するとともに、夜間用照明灯を設置しなければならない。

第11条 舗装工

1. 受注者は、施工にあたってアスファルト乳剤を施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
2. 受注者は、アスファルト乳剤施工面に異常を発見したときは、その処置方法について、監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、土木工事共通仕様書2-6-7 4. (7)の項目において、事前審査認定を受けた各混合所が定めている各混合物の出荷温度、敷均し温度、初期転圧温度を用いて品質及び施工管理すること。なお、初期転圧温度について、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定し、施工計画書に明記すること。また、1層の仕上がり厚さは7cm以下としなければならない。
4. 受注者は、表層と中間層等の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。
5. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

6. アスファルト混合物の種類

アスファルトコンクリートの種類は下表のとおりとする。

項 目	アスファルトコンクリートの種類
車道部 表層	中温化再生改質アスファルト混合物 改質Ⅱ型再生密粒度As20mm（溶融スラグ入り）
車道部 中間層	中温化再生アスファルト混合物 再生粗粒度As20mm（溶融スラグ入り）

7. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤の種類及び使用量は下表のとおりとする。

用 途	種類及び記号	使用量 (L/m ²)	摘 要
中間層 基層 間	タックコート P K-4	0.43	
表層 中間層 間	タックコート P K-4	0.43	

第12条 すりつけ

受注者は、表層工の施工にあたり、起終点部のすりつけを丁寧に行い、既設舗装との段差が生じないように施工すること。

なお、起終点部のすりつけにあたっては、設計数量に伴う出来形管理基準の対象とはしないものとする。

第13条 仮区画線工

受注者は、本工事終了後（日当たり）、速やかに白色のトラフックペイント（常温式）により、区画線を原形に復旧しなければならない。

第14条 区画線工

1. 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂塵、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。
2. 受注者は、溶融式の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。
3. 受注者は、溶融式区画線の施工にあたって、常に180℃～220℃の

温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。

4. 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によって、ガラスビーズに片寄りが生じないように注意して反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

5. 各線種毎、1箇所テストピースを採取し、幅及び厚さ（1.5mm 以上）の計測を行う。

第 4 章 その他

第 17 条 舗装工事台帳

受注者は、舗装台帳等の資料を作成し、電子データで提出すること。

なお、使用する様式については、別添の「舗装工事台帳」を使用すること。

第 18 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する(該当工種:舗装工(修繕工)) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない

